

第5次

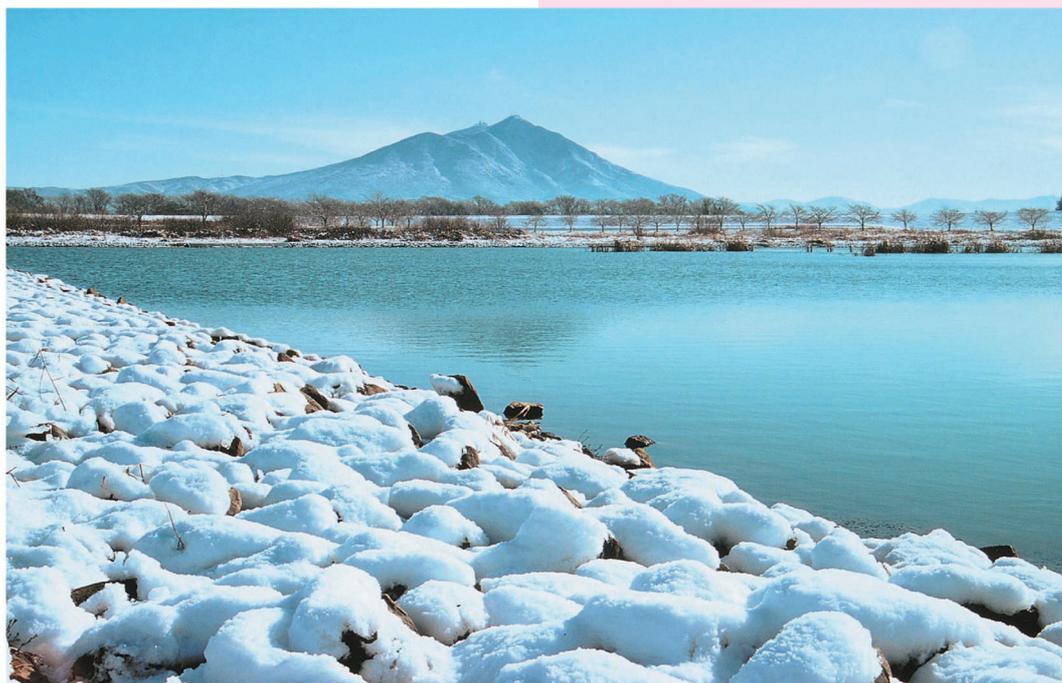
筑西広域市町村圏計画

第4部

資料編

I 圏域の概況（データ編）

II 付属資料



筑西市飯田地先から見た筑波山

第4部 ◆ 資料編

I 圏域の概況（データ編）

1. 人口・世帯数

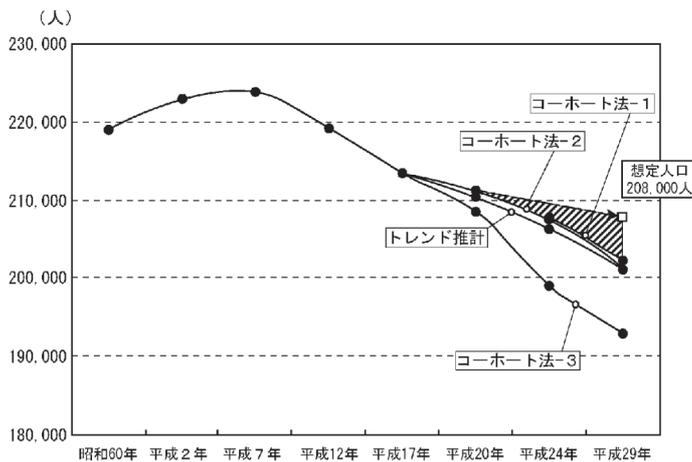
（単位：人、世帯）

区分	人口				世帯数			
	結城市	筑西市	桜川市	計	結城市	筑西市	桜川市	計
昭和60年	52,283	114,906	51,766	218,955	13,364	29,345	12,279	54,988
平成2年	53,288	117,805	51,880	222,973	14,180	31,734	12,755	58,669
平成7年	53,777	118,078	51,972	223,827	15,268	33,329	13,278	61,875
平成12年	52,770	116,125	50,332	219,227	15,835	34,142	13,457	63,434
平成17年	52,460	112,581	48,400	213,441	16,589	34,683	13,599	64,871

資料：国勢調査

【参考】圏域の将来人口の推計

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成20年	平成24年	平成29年	推計データ
国勢調査	218,955	222,973	223,827	219,227	213,441		—	—	—
トレンド推計	各市町村の推計結果の合計値					210,534	206,395	201,232	平成7年～平成17年
コーホート法-1 （封鎖人口）						211,215	207,675	201,385	平成17年
コーホート法-2 （詳細法）						211,308	207,886	202,308	平成12・17年
コーホート法-3 （変化率法）						208,649	199,160	192,976	平成12・17年



○トレンド推計

・平成17年国勢調査を基準として過去10年間（平成7年から17年）を基に人口を推計。

○コーホート法-1（封鎖人口）

・社会増減などを含まず自然増減（出生数や死亡数）のみを勘案した推計。

・平成17年国勢調査の5歳階層別人口を基に5年ごと算出される人口を按分し、5歳階層別人口、総人口を算出。

○コーホート法-2（詳細法）

・コーホート法-1（封鎖人口）に一定の社会増減を勘案した推計。

・平成17年国勢調査の5歳階層別人口を基に国立人口問題研究所の都道府県別将来人口における純移動率係数による社会増減数を算出して推計値に加算。

○コーホート法-3（変化率法）

・平成12年及び17年国勢調査人口の各年齢別階層人口における増減率が将来にわたって維持されていくとした場合の推計。

2. 年齢階層別人口

区分	0～14歳	15～64歳	65歳以上	年齢不詳	総数
結城市	7,120	34,966	10,369	5	52,460
	13.6%	66.6%	19.8%	—	100.0%
筑西市	15,908	73,146	23,521	6	112,581
	14.1%	65.0%	20.9%	—	100.0%
桜川市	6,788	30,082	11,527	3	48,400
	14.0%	62.2%	23.8%	—	100.0%
3市合計	29,816	138,194	45,417	14	213,441
	14.0%	64.7%	21.3%	—	100.0%
茨城県	422,913	1,974,159	576,272	1,823	2,975,167
	14.2%	66.4%	19.4%	—	100.0%

資料：平成17年国勢調査

3. 昼夜間人口・流入出入口

(単位：人)

区分	結城市			筑西市			桜川市		
	平成7年	平成12年	平成17年	平成7年	平成12年	平成17年	平成7年	平成12年	平成17年
昼間人口	48,268	48,057	48,583	113,394	111,354	107,741	48,950	46,723	44,194
夜間人口	53,777	52,774	52,460	118,078	116,120	112,581	51,972	50,334	48,400
流入人口	8,493	9,272	10,176	23,576	24,355	16,772	8,247	8,467	6,291
流出人口	14,002	13,989	14,053	28,260	29,121	21,612	11,269	12,078	10,497
昼夜間人口比	89.8%	91.1%	92.6%	96.0%	95.9%	95.7%	94.2%	92.8%	91.3%

資料：国勢調査

4. 用途地域指定状況（都市計画）

(単位：ha)

区分	結城市		筑西市		桜川市		計	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
総数	6,584.0	100.0%	20,535.0	100.0%	17,978.0	100.0%	45,097.0	100.0%
市街化区域	826.0	12.5%	1,522.0	7.4%	851.2	4.7%	3,199.2	7.1%
第一種低層住居専用地域	251.0	30.4%	417.0	27.4%	159.0	18.7%	827.0	25.9%
第二種低層住居専用地域	24.0	2.9%	98.0	6.4%	33.0	3.9%	155.0	4.8%
第一種中高層住居専用地域	72.0	8.7%	84.3	5.5%	36.0	4.2%	192.3	6.0%
第二種中高層住居専用地域	4.0	0.5%	31.0	2.0%	15.0	1.8%	50.0	1.6%
第一種住居地域	160.0	19.4%	282.0	18.5%	173.0	20.3%	615.0	19.2%
第二種住居地域	22.0	2.7%	61.0	4.0%	59.0	6.9%	142.0	4.4%
準住居地域	38.0	4.6%	50.0	3.3%	15.0	1.8%	103.0	3.2%
近隣商業地域	24.0	2.9%	51.4	3.4%	14.4	1.7%	89.8	2.8%
商業地域	15.0	1.8%	33.0	2.2%	10.8	1.3%	58.8	1.8%
準工業地域	47.0	5.7%	78.3	5.1%	62.0	7.3%	187.3	5.9%
工業地域	0.0	0.0%	85.0	5.6%	7.0	0.8%	92.0	2.9%
工業専用地域	169.0	20.5%	251.0	16.5%	267.0	31.4%	687.0	21.5%
市街化調整区域	5,758.0	87.5%	19,013.0	92.6%	17,127.0	95.3%	41,898.0	92.9%

資料：平成18年 都市計画年報

5. 産業別就業人口

(単位:人)

区分	結城市			筑西市			桜川市		
	平成7年	平成12年	平成17年	平成7年	平成12年	平成17年	平成7年	平成12年	平成17年
総数	28,145	27,920	27,413	62,075	60,644	57,040	26,464	25,059	23,892
第1次産業	3,207	2,875	2,411	7,513	6,445	5,729	3,045	2,451	2,172
	11.4%	10.3%	8.8%	12.1%	10.6%	10.0%	11.5%	9.8%	9.1%
第2次産業	12,148	11,814	10,383	25,943	24,678	21,278	12,420	10,945	9,564
	43.2%	42.3%	37.9%	41.8%	40.7%	37.3%	46.9%	43.7%	40.0%
第3次産業	12,790	13,231	14,619	28,619	29,521	30,033	10,999	11,663	12,156
	45.4%	47.4%	53.3%	46.1%	48.7%	52.7%	41.6%	46.5%	50.9%

※分類不能については第3次産業に計上しています。

資料:国勢調査

【参考】各種係数による関係市の産業構造

区分	農家1戸当たり 生産農業所得係数	工業製品出荷額係数	卸売販売力係数	小売販売力係数
結城市	1.45	0.72	0.64	0.91
筑西市	1.15	1.15	0.97	0.78
旧下館市	0.92	1.36	1.33	1.16
旧関城町	1.38	1.15	0.16	0.43
旧明野町	0.85	0.97	0.35	0.44
旧協和町	1.80	0.51	0.99	0.72
桜川市	0.79	0.57	0.40	0.69
旧岩瀬町	0.58	0.50	0.35	1.01
旧真壁町	0.96	0.54	0.44	0.51
旧大和村	1.00	0.87	0.46	0.21
合計	1.10	0.91	0.76	0.79

※各係数は、茨城県全体を1.0とした場合の数値

資料:平成17年国勢調査

6. 農業産出額

(単位:千万円)

区分	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
結城市	959	954	1,078	935	1,018
筑西市	2,431	2,346	2,425	2,425	2,339
桜川市	976	957	998	978	946
合計	4,366	4,257	4,501	4,338	4,303

資料:各市統計書

7. 工業事業所数・従業者・製造品出荷額

(単位:箇所、人、千万円)

区分	結城市			筑西市			桜川市		
	平成14年	平成15年	平成16年	平成14年	平成15年	平成16年	平成14年	平成15年	平成16年
事業所数	188	313	176	429	719	422	295	305	269
従業員数	5,066	5,453	4,710	13,571	14,253	13,972	5,142	5,106	4,894
製造品出荷額等	12,659.0	12,822.7	13,783.4	44,688.5	44,222.5	47,862.7	9,755.0	10,033.7	10,151.0

資料:工業統計書

8. 商店数・従業者・年間商品販売額

(単位:店、人、千万円)

卸売業	結城市			筑西市			桜川市		
	平成11年	平成14年	平成16年	平成11年	平成14年	平成16年	平成11年	平成14年	平成16年
商店数	150	123	139	334	289	295	117	109	108
従業員数	1,200	980	1,120	2,632	2,214	2,122	674	708	732
年間商品販売額	5,515	4,079	6,018	23,768	13,609	13,184	2,573	2,471	2,821

小売業	結城市			筑西市			桜川市		
	平成11年	平成14年	平成16年	平成11年	平成14年	平成16年	平成11年	平成14年	平成16年
商店数	577	567	534	1,413	1,251	1,168	583	552	516
従業員数	2,962	3,151	3,254	7,084	6,602	6,712	2,761	2,495	2,424
年間商品販売額	4,794	4,821	5,070	12,050	10,311	10,603	4,094	3,497	3,277

卸・小売業計	結城市			筑西市			桜川市		
	平成11年	平成14年	平成16年	平成11年	平成14年	平成16年	平成11年	平成14年	平成16年
商店数	727	690	673	1,747	1,540	1,463	700	661	624
従業員数	4,162	4,131	4,374	9,716	8,816	8,834	3,435	3,203	3,156
年間商品販売額	10,309	8,899	11,089	35,818	23,920	23,788	6,666	5,967	6,098

資料:商業統計書

II

付属資料

1. 筑西広域市町村圏事務組合格約

昭和51年4月22日県地指令第665号

直近改正 平成19年1月31日市町村指令第30号

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、筑西広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 この組合は、次に掲げる市（以下「関係市」という。）をもって組織する。
結城市 筑西市 桜川市

(組合の共同処理する事務)

第3条 この組合は、次表右欄に掲げる市の区域に係る同表左欄の事務を共同処理する。

共同処理する事務	市
1 広域市町村圏振興計画の策定及び事業の実施並びに連絡調整に関すること。	結城市 筑西市 桜川市
2 筑西ふるさと市町村圏計画の策定及び当該計画に基づく次に掲げる事業の実施に関すること。 (1) 広域観光事業 (2) 広域健康づくり・スポーツ活動に関する事業 (3) 広域地域イベント開催事業 (4) 広域文化事業 (5) 広域的な人材活用・育成事業	
3 消防に関すること（消防団に関する事務及び消防水利の設置に関する事務を除く。）。	
4 小児救急医療に関すること。	
5 病院群輪番制に関すること。	
6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に規定する一般廃棄物（し尿を除く。）の処分に関すること。	
7 きぬ聖苑に関すること。	
8 老人福祉センターに関すること。	
9 老人休養ホームに関すること。	
10 筑西遊湯館に関すること。	
11 地域職業訓練センターに関すること。	
12 県西総合公園に関すること。	

<p>13 法に規定する、し尿の処分に関すること。</p>	<p>結城市 筑西市（平成17年3月27日現在の下館市、関城町及び明野町の区域に限る。） 桜川市（平成17年9月30日現在の真壁町の区域に限る。）</p>
-------------------------------	---

（組合の事務所の位置）

第4条 この組合の事務所は、茨城県筑西市直井1076番地に置く。

第2章 組合の議会

（組合の議会の組織及び議員の選挙の方法）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は20人とし、関係市の定数は次のとおりとする。

結城市 5人 筑西市 10人 桜川市 5人

2 前項の組合議員は、関係市の議会の議員のうちからそれぞれ当該関係市の議会において選挙する。

（組合議員の任期）

第6条 組合議員の任期は、2年とする。

- 2 組合議員は、その属する関係市の議会の議員の職を失ったとき、その資格を失う。
- 3 組合議員に欠員を生じたときは、当該組合議員の属した関係市の議会において、補欠選挙を行わなければならない
- 4 補欠選挙によって選出された組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 組合議員は、任期満了後においても、後任者が選出されるまでの間は、その職務を行う。

（議長及び副議長）

第7条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

第8条 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

第3章 執行機関

（執行機関の組織）

第9条 組合に管理者1人、副管理者2人及び会計管理者1人を置く。

- 2 管理者及び副管理者は、関係市の長が互選により定める。
- 3 会計管理者は、管理者の属する市の会計管理者をもって充てる。

(管理者、副管理者及び会計管理者の職務)

第10条 管理者は、組合を統轄し及び代表するとともに、組合の事務を管理し、執行する。

- 2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故あるとき又は管理者が欠けたときは、あらかじめ管理者の定めた順序によりその職務を代理する。
- 3 会計管理者は、組合の出納その他の会計事務をつかさどる。

(管理者及び副管理者の任期)

第11条 管理者及び副管理者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職員)

第12条 組合に職員を置き、消防組織法（昭和22年法律第226号）第14条の3第1項の規定によるものを除くほか、管理者が任免する。

- 2 職員の定数は組合の条例で定める。

(正副管理者会議)

第13条 広域行政の適正かつ円滑な執行を図るため、組合に正副管理者会議を置く。

- 2 正副管理者会議は管理者、副管理者及びその他の者をもって構成する。
- 3 管理者は、正副管理者会議を代表し、これを招集するとともに議事を整理し、会議を総理する。

(監査委員)

第14条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員のうちから選任する。
- 3 監査委員の任期は、組合議員の任期による。

第4章 組合の経費

(経費支弁の方法)

第15条 組合の経費は、関係市の分賦金、使用料、財産により生ずる収入及びその他の収入をもってあてる。

- 2 前項に規定する関係市の分賦金は、組合の議会の議決を経て定める割合によって負担する。
- 3 前項の分賦金は、管理者の指定する期日までに会計管理者に納付するものとする。

第5章 基金

(筑西ふるさと市町村圏基金の設置)

第16条 組合に筑西ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。

- 2 基金は、第3条の表2の項各号に掲げる事業の推進に資することを目的とする。
- 3 基金は、関係市の出資により設置する。
- 4 基金に属する財産のうち、関係市からの出資総額に相当する額はこれを処分することができない。
- 5 基金が廃止されたときは、基金に属する財産は、出資割合に応じ関係市に帰属する。

附 則

- 1 この規約は、茨城県知事の許可のあった日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条第1項第3号中ごみの収集、運搬に関する事務については別に管理者が定める日までの間は、明野町、関城町の区域を除く区域には適用しない。
- 3 従前の筑西衛生組合、筑西火葬場組合の権利義務及び財産は筑西広域市町村圏事務組合が承継する。

附 則 (平成19年1月31日市町村指令第30号)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合においては、この規約による改正後の規約第9条第1項及び第3項、第10条第3項並びに第15条第3項の規定は適用せず、この規約による改正前の規約第9条第1項(収入役に係る部分に限る。)及び第3項、第10条第3項並びに第15条第3項の規定は、なおその効力を有する。

2. 策定体制・要綱

(1) 第5次筑西広域市町村圏計画策定会議設置要綱

(目的)

第1条 第5次筑西広域市町村圏計画策定を関係市が一体となって積極的に推進し、関係市の合意形成を図るため、連絡調整を行う機関として第5次筑西広域市町村圏計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 策定会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 第5次筑西広域市町村圏計画（基本構想、基本計画、実施計画及び広域活動計画）の策定に関すること
- (2) 第5次筑西広域市町村圏計画（基本構想、基本計画及び実施計画）の策定における国及び県事業の要望に関すること
- (3) その他策定会議において必要と認めること

(構成)

第3条 策定会議は、筑西広域市町村圏事務組合幹事会等運営規程（昭和56年訓令第1号）に定める幹事会構成員をもって組織する。

- 2 策定会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、組合事務局長の職にある者を充て、副会長は、組合代表幹事をもって充てる。

(オブザーバー)

第4条 会長は、計画策定に係る指導及び助言を受けるために、茨城県職員の出席を求めることができる。

(会議運営)

第5条 会長は、必要に応じ会議を招集し、その議長となる。

- 2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 会議には、必要に応じ委員以外の者を出席させることができる。

(ワーキングチーム)

第6条 策定会議に、資料の収集、調査、分析及び計画素案の作成等、策定会議を円滑に行うためワーキングチームを置くことができる。

(庶務)

第7条 策定会議の庶務は、筑西広域市町村圏事務組合事務局において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月17日から施行する。

(2) 第5次筑西広域市町村圏計画策定ワーキングチーム設置要綱

(目的)

第1条 第5次筑西広域市町村圏計画策定会議設置要綱第6条の規定に基づき、第5次筑西広域市町村圏計画の策定作業を円滑に行う組織として第5次筑西広域市町村圏計画策定ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキングチームは、次の事項を所掌する。

- (1) 第5次筑西広域市町村圏計画（基本構想、基本計画、実施計画及び広域活動計画）の資料収集、調査及び分析に関すること
- (2) 地域の特性及び課題並びに地域の発展方向等、施策の検討に関すること
- (3) その他目的達成に必要なこと

(構成)

第3条 ワーキングチームは、委員15名をもって構成する。

- 2 委員は、関係市企画担当職員及び筑西広域市町村圏事務組合職員の中から管理者が委嘱する。

(運営)

第4条 ワーキングチームは、筑西広域市町村圏事務組合事務局長（以下「事務局長」という。）が招集し、これを主宰する。

(オブザーバー)

第5条 事務局長は、計画策定に係る指導及び助言を受けるために、茨城県職員の出席を求めることができる。

(専門部会)

第6条 ワーキングチームに、必要に応じ専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、ワーキングチーム委員をもって構成する。
- 3 各部会には、構成員の互選により議長及び書記を置く。
- 4 専門部会は、必要に応じて構成市の担当部課長並びに関係諸団体の役職員等に出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 ワーキングチームの庶務は、筑西広域市町村圏事務組合事務局において処理する。

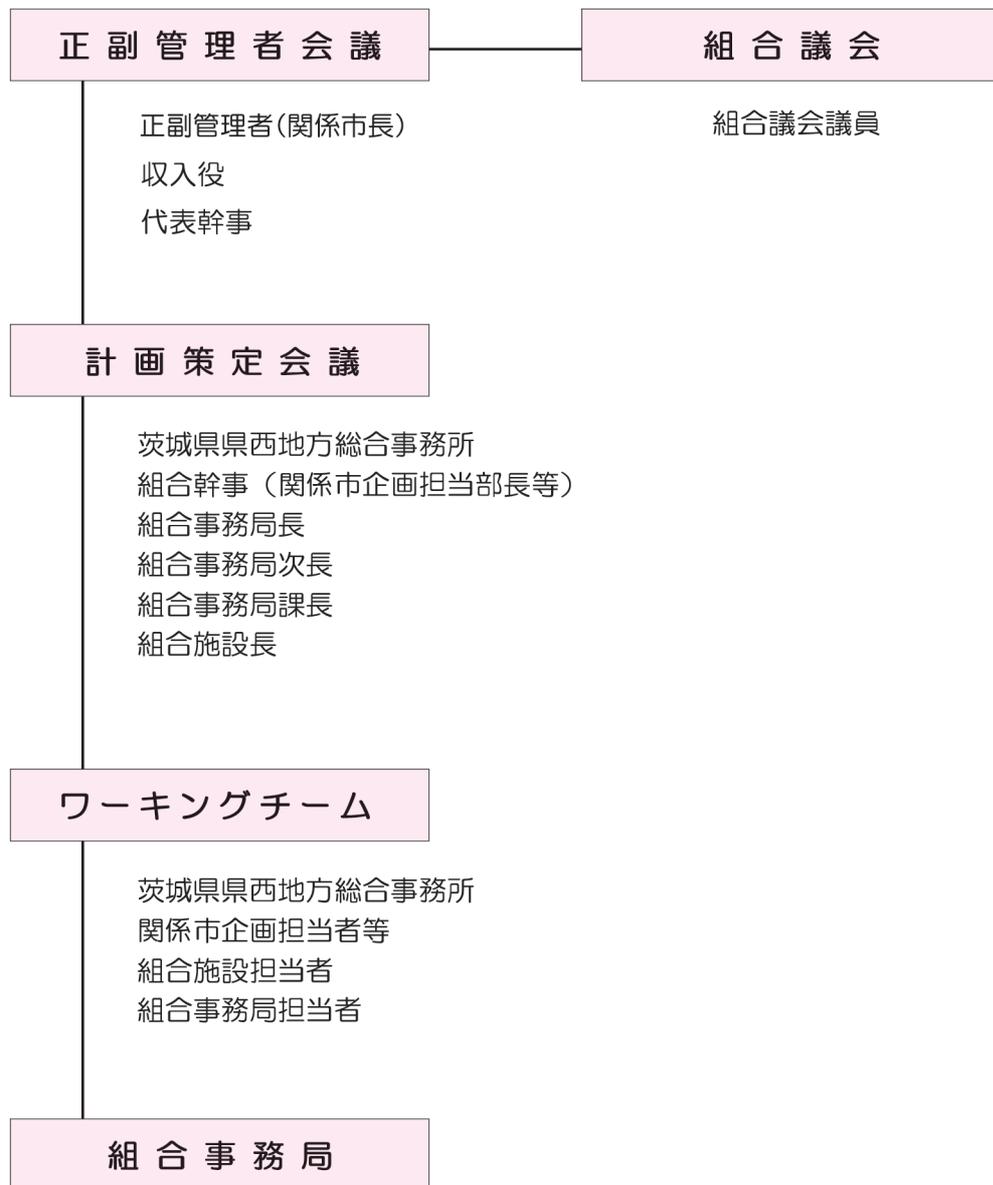
(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に協議する。

附 則

この要綱は、平成19年5月17日から施行する。

(3) 策定体制



(4) 関係者名簿

○正副管理者会議

役職名	所属職名	氏名
管理者	筑西市長	富山 省三
副管理者	結城市長	小西 栄造
副管理者	桜川市長	中田 裕
収入役	筑西市収入役	大木 均

○組合議会

役職名	所属職名	氏名
議長	筑西市議会議長	秋山 恵一
副議長	桜川市議会議員	萩原 寛
議員	桜川市議会議員	小高 友徳
議員	桜川市議会議員	増田 俊夫
議員	筑西市議会議員	尾木 恵子
議員	筑西市議会議員	仁平 正巳
議員	筑西市議会議員	堀江 健一
議員	結城市議会議員	中田 松雄
議員	結城市議会議員	船橋 清
議員	桜川市議会議員	増田 昇
議員	桜川市議会議員	林 悦子
議員	筑西市議会議員	榎戸 甲子夫
議員	筑西市議会議員	箱守 茂樹
議員	筑西市議会議員	片平 忠行
議員	筑西市議会議員	關 四郎
議員	筑西市議会議員	山口 明
議員	筑西市議会議員	鈴木 聡
議員	結城市議会議員	須藤 一夫
議員	結城市議会議員	孝井 恒一
議員	結城市議会議員	前場 文夫

※議員は、議席番号順

○計画策定会議

所 属	氏 名	役 職 名	備 考
結 城 市	小 野 沢 雅 彦	市長公室長	常任幹事
	岡 本 光 寿	市民生活部長	幹事
	湯 本 文 夫	保健福祉部長	幹事
筑 西 市	松 岡 正 和	企画部長	常任幹事
	越 川 哲 泰	総務部長	幹事
	小 野 木 孝 徳	市民環境部長	幹事
桜 川 市	飯 嶋 洋 一	市長公室長	常任幹事
	飯 島 泰 則	総務部長	幹事
	永 瀬 昇	市民生活部長	幹事
筑西広域市町村圏事務組合	星 野 幸 一	事務局長	
	古 谷 好 男	事務局次長	
	近 藤 邦 男	事務局総務課長	
	横 田 有 司	事務局企画財政課長	
	小 島 徳 幸	筑西遊湯館長	
	氷 鮑 博	県西総合公園管理事務所長	
	百 瀬 正 治	次長兼環境センター所長	
	赤 野 間 敏 雄	きぬ聖苑場長兼環境センター副所長	
	飯 村 勝 行	消防本部消防長	
	間 井 田 修	消防本部消防次長	
	竹 内 治 雄	筑西地域職業訓練センター所長	
	酒 寄 三 男	老人福祉施設等支配人	

○ワーキングチーム

所属	氏名	役職名
結 城 市	久保野谷 一成	市長公室企画政策課政策調整係長
	湯 山 友 和	市長公室企画政策課政策調整係主幹
筑 西 市	山 形 浩 之	企画部企画課企画グループ係長
	横 田 実	企画部企画課企画グループ主幹
桜 川 市	塚 本 真 吉	市長公室企画課主査兼企画調整係長
	山 川 拓 也	市長公室企画課企画調整係主事
筑西広域市町村圏事務組合	杉 山 雄 一	事務局総務課総務係長
	福 田 洋	事務局企画財政課財政係長
	深 谷 昌 典	筑西遊湯館主幹
	斉 藤 唯 久	県西総合公園管理事務所係長
	桜 井 良 一	環境センター総務係長
	杉 山 博 紀	きぬ聖苑施設指導係長
	舟 橋 博	消防本部総務課長補佐兼企画係長
	中 山 道 康	筑西地域職業訓練センター主幹
	豊 口 勝 昭	老人福祉施設等主任

○オブザーバー（指導・助言）

所属	氏名	役職名
茨 城 県 県 西 地 方 総 合 事 務 所	塙 伸 一	総務課企画振興室主任企画員
	寺 門 浩 恵	総務課企画振興室企画員

○組合事務局

所属	氏名	役職名
筑西広域市町村圏事務組合	築 田 貴 司	事務局企画財政課 企画調整係長
	広 瀬 浩 孝	事務局企画財政課 企画調整係 主任

3. 策定経過

日	時	会議名等	協議内容等
平成19年	5月17日	第1回策定会議 ワーキングチーム会議	・策定体制、工程等について ・アンケート内容について
	6月1日	圏域住民アンケート発送	・6月末日まで
	6月7日	構成市ヒアリング	・結城市、筑西市、桜川市 企画担当者ヒアリング
	6月20日	組合施設ヒアリング	・環境センター ・きぬ聖苑 ・県西総合公園 ・福祉センターあまびき
	6月21日	組合施設ヒアリング	・消防本部 ・組合事務局 (総務課・企画財政課) ・筑西地域職業訓練センター
	7月23日	第2回ワーキング会議	・アンケート結果について ・計画策定方針について
	8月9日	市長ヒアリング	・桜川市長
	8月17日	市長ヒアリング	・筑西市長
	8月20日	市長ヒアリング	・結城市長
	8月20日	第3回ワーキング会議	・計画策定方針について
	8月29日	第2回策定会議	・計画策定方針について
	10月3日	第4回ワーキング会議	・基本構想(案)について
	10月10日	第3回策定会議	・基本構想(案)について
	11月2日	施策検討会	・圏域の将来像について ・基本計画(案)について
	11月29日	第5回ワーキング会議	・基本計画(案)について
12月26日	第4回策定会議	・計画(案)全体について	
平成20年	1月15日 ～18日	正副管理者最終協議	・基本構想(案)、前期基本 計画(案)について
	1月23日	幹事会	・基本構想(上程議案)につ いて
	1月31日	正副管理者会議	・基本構想(上程議案)につ いて
	2月13日	議会全員協議会	・基本構想(案)、前期基本 計画(案)について説明
	2月13日	第1回組合議会定例会	・基本構想を上程、可決され る

4. 施設一覧表

名 称	所 在 地	電話・ファクス等
筑西広域市町村圏事務組合 事務局	〒308-0803 筑西市直井1076	TEL 0296-22-7979 FAX 0296-22-7386 http://www.tikusei.or.jp Email:jkkaku@tikusei.or.jp
筑西遊湯館	〒308-0855 筑西市下川島471-2	TEL 0296-33-5151
県西総合公園	〒309-1127 筑西市桑山2818	TEL 0296-57-5631 FAX 0296-57-5881
環境センター	〒308-0855 筑西市下川島658	TEL 0296-33-3755 FAX 0296-33-1577
きぬ聖苑	〒308-0855 筑西市下川島655-1	TEL 0296-33-6635 FAX 0296-33-6633
筑西地域職業訓練センター	〒309-1225 桜川市下泉625-1	TEL 0296-75-1254 FAX 0296-70-4122
福祉センターあまびき (老人福祉施設等)	〒309-1231 桜川市本木4-2	TEL 0296-58-5211 FAX 0296-58-7780

消防本部 (3F)	〒308-0803 筑西市直井1076	TEL 0296-20-0119 FAX 0296-24-5444
筑西消防署 (2F)		TEL 0296-24-4504 FAX 0296-24-5444
関城分署	〒308-0129 筑西市上野1045-1	TEL 0296-37-2444 FAX 0296-37-6144
明野分署	〒300-4515 筑西市倉持1123-1	TEL 0296-52-1581 FAX 0296-52-2789
協和分署	〒309-1107 筑西市門井1976-1	TEL 0296-57-3479 FAX 0296-57-4444
川島出張所	〒308-0855 筑西市下川島771-1	TEL 0296-28-0119
結城消防署	〒307-0004 結城市みどり町2-3	TEL 0296-32-5145 FAX 0296-32-7667
南出張所	〒307-0031 結城市大字大木1138	TEL 0296-35-0930
桜川消防署	〒309-1213 桜川市西桜川2-29	TEL 0296-75-3592 FAX 0296-76-1206
真壁分署	〒300-4406 桜川市真壁町山尾793	TEL 0296-55-2403 FAX 0296-54-0758
大和分署	〒309-1242 桜川市羽田1000	TEL 0296-58-6851 FAX 0296-58-6852

5. 筑西広域市町村圏事務組合の歴史

昭和45年 8月21日	下館地方広域市町村圏事務組合設立
昭和46年 6月29日	老人休養ホーム及び老人福祉センターあまびき営業開始
昭和48年～58年	広域消防整備（消防本部及び4署4分署2出張所）
昭和48年10月31日	筑西広域市町村圏事務組合に名称変更
昭和51年 5月 1日	筑西衛生組合、筑西火葬場組合を吸収統合 複合事務組合として新発足
昭和56年10月29日	筑西地域職業訓練センター 業務開始
平成 2年 1月30日	県知事より「ふるさと市町村圏」の指定を受ける
平成 4年 4月24日	県西総合公園 供用開始
平成 4年 7月14日	きぬ聖苑（火葬場）火入式
平成 5年 3月20日	きぬ聖苑（斎場）竣工
平成 7年 2月28日	環境センター し尿処理施設 竣工
平成15年 3月14日	環境センター ごみ焼却施設・リサイクルプラザ 竣工
平成15年 4月28日	筑西遊湯館 供用開始
平成16年 8月 1日	つくば市との連携により小児救急医療事業開始
平成17年 3月28日	旧下館市、旧関城町、旧明野町及び旧協和町が合併し筑西市が誕生 組合加入
平成17年 4月 1日	筑西地域病院群輪番制事業を筑西市（旧下館市）より引継ぎ、事業開始
平成17年10月 1日	旧岩瀬町、旧真壁町及び旧大和村が合併し桜川市が誕生 組合加入

第5次筑西広域市町村圏計画 基本構想／前期基本計画

平成20年3月

編集・発行 筑西広域市町村圏事務組合

〒308-0803 茨城県筑西市直井1076番地

TEL 0296-22-7979

URL <http://www.tikusei.or.jp>

E-mail ji-kikaku@tikusei.or.jp